

摂南法学第 50 号抜刷

March 2015.

判例研究

スポーツ事故と法的責任

—フランスにおける危険の引き受けの法理の適用をめぐって—

石 井 信 輝

判例研究

スポーツ事故と法的責任

—フランスにおける危険の引き受けの法理の適用をめぐる—

石井 信輝

1. はじめに
2. フランスにおけるスポーツ事故に伴う賠償請求訴訟の実例
 - 2-1. 民事責任に関する法規定
 - 2-2. スポーツ事故に伴う民事訴訟の事例
3. 判決の検討
 - 3-1. フランスにおける危険の引き受けの法理とその適用
 - 3-2. 判決の意義
 - 3-3. 我が国との比較検討
4. 今後の検討課題 - 結びにかえて -

1. はじめに

スポーツ活動はその本質として事故発生というリスク（危険）を内在する。そのため、各競技団体は安全対策を目的として競技ルールの改定を行い、事故防止に努めてきた。例えば、ボクシングの世界タイトルマッチでは1980年代になり、15回戦であった試合が、安全対策のために12回戦に短縮された。また、ラグビーでは不正なプレーを規定する競技ルール第10条(j)において、かつてはむしろラグビーらしいプレーとされていたスピアタックル（相手を持ち上げて上半身から地面に落とすようなタックル）が、危険なプレーとされ、厳しくペナルティされるようになった（実際、2011年のラグビーワールドカップ準決勝、フラン対ウェールズ戦で、この種のタックルをしたウェールズの選手が一発退場に処されている。）。しかしながら、スポーツ活動に参加するものがそれぞれの立場で最大限努力したとしても、事故を完全に防止することは不可能である。すなわちスポーツ活動中の事故は避けることのできないリスクであると指摘できるが、そのリスクは単にスポーツ参加者が受傷するという点にとどまらない。何故ならば、最終的には被害者が被った損害の賠償を求める可能性もあり、したがって紛争という様相をもってスポーツ活動への参加者全体（例えば、スポーツ活動を管理・監督する者）にかかわるリスクへと発展する可能性があるためである。

しかし、スポーツ活動中の事故件数を念頭におき推察したならば^(註1)、損害の賠償を求めて実際に紛争に至るケースはかなり限定的であるといえよう。何故ならば、「スポーツは本来、・・・公的世界とは峻別された私的世界のものとしてその自治に委ねられ」¹⁾、「特にスポーツ事故等において法の介入を消極的にしてきた」²⁾ためである。また実際、紛争に発展した場合にも加害者の行為について違法性が阻却される可能性が残され、被告人の責任は限定的に認定されてきたといえよう。これに対して近時、民事責任の認定に際して、「スポーツが広く民衆化したことに伴い、・・・全てのスポーツ参加者に一律に十分な自己「責任能力」の存在を前提しかつ期待することは困難となり、他面、スポーツ参加者の競技力も高度化した」³⁾ことから、「スポーツ事故における被害者であるスポーツ参加者を社会体育について一律に特定の責任能力を定めそれを前提として、スポーツ指導者^(註2)」の注意義務の存在を決定していることは妥当であろうか。」⁴⁾との疑問が呈せられるように

なった。また、2011年には我が国のスポーツ政策の基本を規定するスポーツ基本法が制定され、その前文においてスポーツは、「世界共通の人類の文化」であることが謳われるとともに、「今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものである」とされるに至った。すなわち、スポーツ活動の公共性がより高まったということとなるが、このような状況は必ずしも日本に特有の現象ではない。例えば、フランスにおいては、2006年に編纂された同国におけるスポーツ法制の基本となるスポーツ法典が、「スポーツ及び身体活動は、教育・文化・国民の統合及び社会生活の重要な要素であり、とりわけ学校生活の失敗を阻む戦い、社会的及び文化的格差の縮小、健康保持に貢献をなす。すべての人を対象とした、また特に障害者を対象としたスポーツ及び身体活動の振興と発展は、一般利益にかなう。」(L.100-1条)と規定し、スポーツ活動が公的な役割を担うことを明示していることから窺い知ることができよう。また、このようなスポーツ活動における公共性の高まりという近時の社会的状況は、スポーツ活動中の事故に関する紛争の解決に際して、被害者への補償の充実という観点が一層考量される可能性を広げることとなろう。実際、フランスにおける近時の民事訴訟において、加害者の責任が減免される可能性を与える“危険の引き受けの法理”の適用範囲をさらに限定するという判断が下されており、この判決は被害者の救済という観点が考量された結果であると考えられる⁵⁾。さらにその裁判における判旨はその後、スポーツ活動中の事故に際しての民事責任に関するスポーツ法制にまで影響を与えるに至った。そこで本研究においては、危険の引き受けの法理の適用という視点を念頭におきながら、フランスにおけるスポーツ活動中の事故に伴う民事責任に関する前出の裁判例についてその詳細を報告することとした。

2. フランスのスポーツ事故に伴う賠償請求訴訟の実例

2-1. 民事責任に関する法規定

フランスにおいて民事責任を問うために適用される規定は、一般的にはCode Civile(民法典)中の法文である。ナポレオン・ボナパルトがその制定に深くかかわったことから、ナポレオン法典とも呼ばれるこの法典は、1804年に制定された。制定から200年以上の時を経た現代においても、法典の中心的な起草者であるポルタリスが「民法典とは、同じ都市=国家に属

する人間たちが彼らの間で有する社会的生活関係 (relation de sociabilité)、家族関係および利害関係を指揮し定めることを目的とする一団の法律である」⁶⁾と定義した役割を、同法典はフランスの社会において担い続けている。

ところで、スポーツ活動中に事故が発生し、その損害の賠償責任を問う場合には通常、同民法典第1147条 (損害賠償責任)、または第1382条 (不法行為責任) が適用される。1147条は、「債務者は、必要がある場合には、その者の側になら悪意が存在しない場合であっても、不履行がその者の責めに帰すことができない在外的事由から生じたことを証明しないときにはすべて、あるいは債務の不履行を理由として、あるいは債務の遅滞を理由として損害賠償の支払いを命じられる」^(註3) ことを、また第1382条は「他人に損害を生じさせる人の行為はいかなるものであってもすべて、フォートによってもたらした者に、それを賠償する義務を負わせる (Tout fait quelconque de l'homme, qui cause à autrui un dommage, oblige celui par la faute duquel il est arrivé à le réparer.)」ことを規定している。前者は、フランス民法典第3編「所有権を取得するさまざまな仕方 (Des différentes manières dont on acquiert la propriété)」第3章「契約または合意による債務一般 (Des contrats ou des obligations conventionnelles en général)」第3節「債務の効果 (De l'effet des obligation)」第4款「債務の不履行から生じる損害賠償 (Des dommages et intérêts résultant de l'inexécution de l'obligation)」に包含される。後者は、同第3編第4章「合意なしに形成される約務 (Des engagements qui se forment sans convention)」第2節「不法行為及び準不法行為 (Des délits et des quasi-délits)」中の規定である。すなわち、民事上の賠償責任は不法行為もしくは債務の不履行を理由に提起されることとなるが、これは民法415条 (債務不履行による損害賠償) もしくは709条 (不法行為による損害賠償) に基づき、損害賠償請求がなされる我が国と同様の体系である。また、主にスポーツ参加者間で発生した損害賠償に関する紛争を射程とするのが第1382条の規定であり、スポーツクラブとその会員間で発生した損害賠償に関する紛争を射程にするのが第1147条であると指摘できよう⁷⁾。

他方、不法行為による損害賠償が発生した際の監督者の賠償責任を問うために、同民法典第1384条 (無生物又は他人の行為による不法行為) 1項が「自己の行為によって生じさせる損害だけではなく、自己が責任を負うべき者の行為又は自己が保管する物から生じる損害についても、責任を負う」^(註4)と

規定する。また、使用者の被用者に対する損害賠償責任に関しては同条5項の規定^(註5)がそれを明記している。

したがって、フランス民法典における不法行為責任または狭義の民事責任は、過失責任に相当する「本人の所為による責任」(responsabilité du fait personnel)を原則としつつも、特則としての「他人の所為による責任」(responsabilité du fait d'autrui)および「物の所為による責任」(responsabilité du fait des choses)を加えた三つの類型から構成される⁸⁾、こととなる。さらに物の所為による項目のもとに、物から生じた損害による責任として①動物責任 (responsabilité du fait des animaux)、②建造物責任 (responsabilité du fait des bâtiments tombant en ruine)、③無生物責任 (responsabilité du fait des choses inanimées) という3つの場合を区別している⁹⁾。

2-2. スポーツ事故に伴う民事訴訟の事例

ここで取り上げる裁判例は、フランス民法典第1384条1項に基づき、自己が保管する物から損害を与えた者の賠償責任、すなわち物の所為による責任が問われたケースである。

破毀院第2民事部 2010年11月4日の公判 上告番号：09-65947^(註6)

(Cour de cassation chambre civile 2, N° de pourvoi : 09-65947)

事件の概要

原告(X)は一般車両の侵入を許さない専用サーキットにおいて、自身のパフォーマンスの評価と向上を目的に、オートバイを走行させていた。Xは、急カーブを曲がりきったところ前方で立ち往生するZを認知した。そのためXは、Zを援助してZ所有のオートバイを右車線に向けて押して行き、その際、後方から来た被告Yが運転するオートバイと衝突し、重傷を負った。Xはその損害の賠償を、Y、Yが運転したオートバイのエンジンが帰属するフランス・スズキ社、その他の部品が帰属するBug'Moto社および、オートバイを整備するGIAT Team 72に対して求めるために、訴訟を提起した。

Paris控訴院(Cour d'appel de Paris, du 17 mars 2008)は、Xの訴えを退けたが、上告を受けた破毀院(Cour de cassation)は、原審判決を破棄し、Versailles控訴院に差し戻しを命じた。

なお、破毀院が示した判決に至る理由は以下のとおりである：

1) 「物により損害を受けた被害者は、民法典1384条第1項に起因する民

事責任を、その物(損害を発生させる器具)の保管者に対して、自身の危険の引き受けをもって対抗されることなく問うことができる」のであるから；

2) 「破棄判決(2^e Civ., 4 janvier 2006)後の差し戻し審によれば、オートバイを専用サーキットで練習走行させていたXは、Yが運転するオートバイ、そのエンジンはフランス・スズキ社に、その他の部品はBug Moto社に帰属、に衝突され、負傷した」のであるから；

3) Xの訴えを退けるために原審は、

①本件事故が、道路交通法典の適用が除外されるスポーツ活動に供される一般車両から遮断された専用サーキット上を移動する際に起きた、走行者のパフォーマンスの評価と向上を目的とした練習中の競争相手間の事故であったこと、

②この練習走行への参加は、このようなスポーツ実践に内在する危険の引き受けを伴立すること、を認定したのであるから；

4) 判決を下すに際して、同控訴院は法の適用に誤りがあった。

3. 判決の検討

本破毀院判決で最も注目し得る観点は、「物により損害を受けた被害者は、民法典1384条第1項に起因する民事責任を、その物(損害を発生させる器具)の保管者に対して、自身の危険の引き受けをもって対抗されることなく、問うことができる。」と判示したところである。すなわちフランスにおいては現在、その適用がスポーツ活動の領域に限定されている¹⁰⁾とはいえ、不法行為責任の認定に関してなお重要な検討課題である“危険の引き受けの法理”の適用に関して、新しい原則を本破毀院判決が示したということである。したがって、ここではまず危険の引き受けの法理とその適用について取り上げることにした。

3-1. フランスにける危険の引き受けの法理とその適用

ここにいう「危険の引き受け」とは、「スポーツに参加する者は、プレー上の危険を實際理解し、それを受け入れているという範囲において、スポーツの実践に内在する危険や、プレーの正常な実践がスポーツ以外の文脈では過失と認定されうる損害をもたらす行為に帰結する可能性のあることを、あら

かじめ承諾する。』¹¹⁾という法理である。この法理は古い学説^(註7)が起源であり、物の所為による不法行為責任を判断する際にまず適用された¹²⁾。またこの法理は、スポーツ場面においても、スポーツ活動への参加者が対戦相手またはパートナーに対して、所有物から生じた不法行為責任上の利益の請求を放棄することを肯定した、1975年10月の判決^(註8)において適用された。これは、スポーツ活動を活発にするために¹³⁾、本領域において、1384条1項に基づく物の所為から生ずる民事責任を伝統的に退けて来た¹⁴⁾こととも軌を一にするものであった。

しかしながら、危険の引き受けの法理の適用は現代に向かうにつれ極めて限定的になったといえる。その証左としてまず指摘できることは、この法理は競技 (compétition) 中の事故に関する係争にのみ適用される¹⁵⁾、という原則の存在である。これは、例えばアマチュアのサイクリストが練習のためのサイクリング中に受傷し訴訟となった1995年の破毀院判決^(註9)によって確立された原則である。すなわち、練習中の事故については、被害者による危険の引き受けは全く考慮されることなく係争が判断されるということである。したがって原審判決が、「この練習走行への参加は、このようなスポーツ実践に内在する危険の引き受けを伴立する」としたことは、破毀院が判断した通り、1384条1項にもとづく物の所為から生ずる民事責任を判断するにあたって、法の適用に誤りがあったということになろう。また、危険の引き受けの法理の適用が許される競技中の意味する範囲もかなり限定的に定義されているといえよう。というのも一例をあげるならば、生徒同士が組織したレクリエーション活動の一環として行われたサッカーの試合は競技ではなく、被害者による危険の引き受けは適応されないという判断が下されている¹⁶⁾ためである。他方、被害者が引き受ける危険(リスク)の範囲は、一般的に予測可能な範囲内に限定される¹⁷⁾ということも確立されている。すなわち、競技ルールのあるスポーツにおいては、そのルールに則ってプレーする限りにおいて、そこで生じるリスクは当然予想可能な範囲となり、したがって、民事責任を追及されることも原則としてないということである。しかしながらたとえそれが一般的に予想することが可能なリスクの範囲内であったとしても、例えば死に至るような《gros risques : 重大な危険(リスク)》については被害者が、それを引き受けているとはみなされず¹⁸⁾、このようなケースにおいては危険の引き受けの法理を持って対抗されることはない。

ところで、一見合理的であると思われる危険の引き受けの法理の適用に差

異を設けること、例えば練習中と競技中とで区別することは、論理的に説明することが困難な場合がある。何故ならば、例えば Mouly¹⁹⁾も指摘する通り、特にハイレベルのスポーツ活動においては練習といえども競技中と同じような危険が伴うのであるから、両者の区別は必ずしも合理的ではないためである。また、そもそも練習中と競技中とを明確に区別すること、すなわち競技に参加するためのウォーミングアップや練習試合を、競技とするのか練習とするのかという実務面の困難さも指摘することができよう。

このようにその適用に少なからず曖昧さを残す危険の引き受けの法理は、それ自体が放棄されるべきであるとの学説も有力である。その代表的な学者が Hocquet-Berg²⁰⁾であり、同教授は、①領域の曖昧さ、②根拠の不明確さ、③時勢への不適応を理由に、危険の引き受けの法理に否定的な見解を示し、その放棄を主張してきた。そうではあってもなお、先例は危険の引き受けの法理が、不法行為責任に関するスポーツ活動中のフォート（非行）^(註10)の判断において特別な位置付けにあることを認めている²¹⁾。

3-2. 判決の意義

本破毀院判決は、「物により損害を受けた被害者は、民法典1384条第1項に起因する民事責任を、その物（損害を発生させる器具）の保管者に対して、自身の危険の引き受けをもって対抗されることなく、問うことができる。」と判示した。すなわち、少なくとも物の所為により損害を被った際には、いかなる場合においても危険の引き受けの法理によって対抗されることがないとされたわけである。

ところで、ここで示した物の所為による責任体系は、非行ないし責任の推定を根拠とし、直接または間接に被害者保護のための客観責任（responsabilité objective）^(註11)主義思想の影響を受けた判例法により、独自の発展を遂げた²²⁾。また本責任体系では、外来の原因（不可抗力、被害者のフォート、第三者の所為）が損害発生の原因であったことを推定責任者が立証しない限り、免責されることはない²³⁾。この前提に立つならば、物の所為による責任について、外来の原因とすることが困難ともいえる“被害者による危険の引き受け”により、加害者責任を減免する可能性を残すスポーツ領域は、自己の保管する物の所為によって生じた損害に関して責任が推定される無生物責任²⁴⁾の例外をなすといえよう。したがって、今回の破毀院判決はそれを修正したと評価することができる。言い換えるならば、自身が保管す

る物から生じる責任に関しては、スポーツ活動の特殊性を考慮することを否定したということができよう。

3-3. 我が国との比較検討

我が国においても、被害者の「危険の引き受け」によって、スポーツ活動に起因する加害者の民事責任が減免される可能性がある。危険の引き受けは一面では正当行為として違法性を阻却する^{25) 26)}とも言えようが、確かに、スポーツ活動中の行為のうち「社会の倫理観念ないし条理によって是認される行為」²⁷⁾ (例えば、ルールのある競技スポーツを行う場合にはそのルールに従うプレー) から生じた事故において、一定限度で違法性が阻却されることは妥当であろう²⁸⁾。しかしながら、一方で危険の引き受けを含め、違法性の阻却を判断するに際し楠本²⁹⁾が、「加害者の過失の程度、特にルール違反の有無・程度、損害の程度、スポーツの種類、特にその事故が当該スポーツに通常伴うものであるかどうか等を相関的に考慮して社会的相当性の有無を判定すべきである。」と指摘するように、その適用は慎重に検討しなければならない課題でもある。何故ならば、違法性の阻却の是認は、被害者救済を結果的に遠ざけるためである³⁰⁾。

ここで我が国の裁判例に目を向けてみると、実際に危険の引き受けを抗弁として位置付けた裁判例はほとんど見受けられないことに気付かされる。その僅かな裁判例の中から危険の引き受けを違法性阻却理由として加害者を免責したケースとして、東京地方裁判所昭和45年2月27日の判決³¹⁾を指摘することができる。本件は、区立小学校PTA 会員によるいわゆるママさんバレーボールの次回競技(PTA 体育部主催による一般会員参加の学内対抗戦)に備えた練習中、前衛の位置にあったYがダイレクトスパイクした際、重心を失って相手コートで転倒しそこにいた相手方Xの右膝部に衝突してXを負傷させ、Xから治療費や慰謝料などの賠償が請求された事例である。東京地裁は、「一般に、スポーツの競技中に生じた加害行為については、それがそのスポーツのルールに著しく反することなく、かつ通常予測され許容された動作に起因するものであるときは、そのスポーツの競技に参加した者全員がその危険を予め受忍し加害行為を承諾しているものと解するのが相当であり、そのような場合加害者の行為は違法性を阻却するものというべきである。」ことを理由に、Xの訴えを棄却した。この判決文の要点は、1) 競技中であれば被害者の危険の引き受けが受忍される；2) 競技中と練習中とを明

確に区分していない、ということとなろう。ただし、前述の通り裁判例が極めて少ないため、ここに示した判決が、必ずしも日本の裁判例として確立されている状況にはないことを付言する必要はあろう。

ところで、このケースを先に示したフランスにおける危険の引き受けの法理の適用基準に照らして判断したならば、“事故の発生が練習中であったこと”をもって危険の引き受けの法理が適用されることはなかったと考えられる。また、PTAが主催する大会は会員の親睦を目的とするのであって、バレーボールの競技(試合)を行うといえどもレクリエーションの一環としての活動と解するのが相当であり、その意味においても危険の引き受けが抗弁もしくは注意義務違反の一つの判断材料として取り上げられることはないと推察できる。したがって、現在のフランスにおいてこのようなケースの判断が求められた場合には、結論が日本とは異なる可能性が高いと思料された。

4. 今後の検討課題 - 結びにかえて -

Hocquet-Berg³²⁾は、本稿において詳述した破毀院判決によって、スポーツ領域における危険の引き受けが当然の責任制度 (des régimes de sponsabilité de plein droit) の適用になら障害とならなくなったとし、危険の引き受けの法理が放棄されたことと結論付けた。また、スポーツ活動が公共性を増す以上、被害者の救済ということが一層考慮される必要があるため、その方向に前進する今回の破棄院の判断は肯定的な評価に値しよう。しかしながら、次に示す観点からなおスポーツ領域における危険の引き受けの法理の適用に関して、検討の余地も残されているように思われる。

まず指摘できることは、危険の引き受けの法理の適用を、スポーツ活動に起因する不法行為責任すべての類型(「本人の所為による責任」、「他人の所為による責任」および「物の所為による責任」)について放棄することの適否を、スポーツ活動の特徴(特殊性)を考慮した上で、再度検討することの必要性である。何故ならば、スポーツ活動への参加は基本的には強制されてはならず、参加者の自由な意思に基づくのであり、したがってそこから発生するリスクは参加者が一定程度引き受けるべきであるとも考えられるためである。また実際、フランスにおける2007年6月29日の破毀院全体部判決^(註12)は、スポーツ活動中の事故において、民法典1384条1項を適用して「他人の所為による責任」を肯定するには、「たとえそれが特定できない場合であっても、

一人又は複数の者によってなされた、ルールに対する違反からなる明白なフォートの存在を指摘することが義務付けられる。」とし、スポーツ活動の特殊性を斟酌することを維持しているためでもある。

次に指摘できることは、危険の引き受けの法理の精緻化である。本稿でも論じたとおり、フランスにおける危険の引き受けの法理の適用は判例によって次第に明確化されていったのであるが、その適用に関して論理的に説明することが困難な場合もあるため、学説から批判をうけることとなった。したがって、危険の引き受けの法理を今後ともスポーツ事故の際の不法行為責任をめぐる被告側の抗弁として維持しようとするのであれば、異なる視点からこの法理の精緻化を図ることが不可欠となろう。その際、例えば危険の引き受け (assumption of risk) が一般的な免責事由として数えられる³³⁾、アメリカ合衆国の事例を検討し、その知見をもって課題に取り組むことは有効であると考えられる。

最後の重要な検討課題は、スポーツ活動中の事故に起因する不法行為責任をめぐり、危険の引き受けの法理の適用に日仏間に相違が存在することの背景を深く掘り下げる、ということである。すなわち両国間の法意識や被害者補償を容易にする責任保険制度に着眼して検討を深化させることが今後さらに求められるということである。

(註1) 例えば、日本スポーツ振興センターが報告する学校管理下の事故発生件数(平成17年度から24年度にかけて、災害共済給付の対象となった課外活動として行われた体育的部活動中の事故)だけでも、1,318件であった。日本スポーツ振興センターホームページ：<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/Default.aspx?TabId=822> (2014年9月28日閲覧)

(註2) ここでいうスポーツ指導者には、各種の(スポーツ)団体、国、地方公共団体も含まれる。

(註3) 第1147条の原文規定は以下のとおりである：Le débiteur est condamné, s'il y a lieu, au paiement de dommages et intérêts soit à raison de l'inexécution de l'obligation, soit à raison du retard dans l'exécution, toutes les fois qu'il ne justifie pas que l'inexécution provient d'une cause étrangère qui ne peut lui être imputée, encore qu'il n'y ait aucune mauvaise foi de sa part. なお、フランス民法典の訳文は、法曹会発行の「フランス民法典-物権・債権関係-」(1982年)の訳を参照した。以下、同様。

(註4) 第1384条1項の原文規定は以下のとおりである：On est responsable non seulement du dommage que l'on cause par son propre fait, mais encore de celui qui est causé par le fait des personnes dont on doit répondre, ou des choses que l'on a sous sa garde.

- (註5) 第1384条5項「主人および使用者は、家内使用人及び被用者が雇用にかかわる職務において生じさせた損害について責任を負う (Les maîtres et les commettants, du dommage causé par leurs domestiques et préposés dans les fonctions auxquelles ils les ont employés.)。』
- (註6) 破毀院 (Cour de cassation) はフランスの司法裁判権の頂点に立つ裁判所であるが、原則として事実を再審理するのではなく、原審の法令の解釈適用を審査するに止まるため、法令の解釈適用の統一がその任務である。
- (註7) 例えば、Esmein, P., De l'influence de l'acceptation des risques par la victime éventuelle d'un accident, Revue Trimestrelle de droit civil, p.387, 1938.
- (註8) Cass. 2^e civ., 8 oct. 1975, n° 73-14214, Bull. 1975 II n° 246, p.198.
- (註9) Cass. 2^e civ., 22 mars 1995, n° 93-14051, Bull. 1991 II n° 121, p.65.
- (註10) フォートとはフランス語の faute の日本語訳であり、「故意過失・違法性をカヴァーするような包摂的な概念であるため、『フォート』と音のまま表記することが定着しつつある」³⁴⁾。これは、faute に的確な日本語訳をあてることが困難なためであり、実際、多くの研究^(註13)ではフォートとカタカナ表記が用いられている。したがって、そのような現状を踏まえ、本研究においても“フォート”とカタカナ表記することを原則とした。また、「非行」とは山口³⁵⁾の着想した faute の訳語である。
- (註11) みずからの故意過失によって損害を与えないということは道義の初歩であり、かかる個人の精神的・道義的な理念を表明するのが主観的過失責任主義である。これに対して、かかる精神的・道義的考慮を捨象して、ひとの活動または物の所為自体をもって責任を裏付けることが客観責任である³⁶⁾。
- (註12) Cass., ass. plén., 29 juin 2007, n° 06-18141, Bull. 2007 Ass. plé. n° 7. なお、破毀院全体部は、破毀院の最も重要な裁判体で、原則的な法律問題について判例対立が生じるおそれのある場合に開催され、特に再上告の際には必要となる³⁷⁾。
- (註13) 例えば、タンク：星野英一訳「不法行為におけるフォート (faute) の位置」法学協会雑誌、82 (6-1):717-741、1966、および瀬川信久「不法行為 - 因果関係概念の展開 -」北村一郎編 フランス民法典の200年、有斐閣：東京、pp.333-375、2006 など。

文献

- 1) 小笠原 正「スポーツ法学の対象と構造」小笠原正ほか編 導入対話によるスポーツ法学、不磨書房：東京、pp.3-14、2005。
- 2) 伊藤 堯「スポーツ事故判例にみる当事者関係 - スポーツの本質的危険性をめぐって -」スポーツ法学会年報、1：98-115、1994。
- 3) 三浦嘉久「社会体育事故とスポーツ指導者の責任 - 社会体育事故判例にあらわれた社会体育指導者の注意義務 -」スポーツ法学会年報、1：176-186、1994。
- 4) Ibid.
- 5) Mouly, J., L'abandon de la théorie de l'acceptation des risques en matière de responsabilité civile du fait des choses, Recueil Dalloz, 690-696, 2011.
- 6) Portalis, Exposé général système du Code civil, à la séance du Corps législaif du 3 frimaire an X (24 nov. 1801), Locré, La législation civile, commercial et criminelle de la France, t. 1, Paris, Treuttel et

- Würtz, 1827, p.321. (北村一郎「総論 - 作品としての民法典」北村一郎編
フランス民法典の200年、有斐閣：東京、p.1、2006。を参照した。)
- 7) Centre de Droit et d'Economie du Sport, La responsabilité civil, Master Droit
Economie et Gestion du sport, Session N°4, Responsabilité et assurances- Lille, 17
novembre 2008.
 - 8) 北村一郎「フランスにおける《他人の所為による責任》の一般原理の形成」加藤雅信ほ
か編 21世紀の日韓民事法学 - 高翔龍先生日韓法学交流記念 -, 信山社：東京、p.436、
2005。
 - 9) 山口俊夫「概説フランス法 下」東京大学出版会：東京、p.188、2004。
 - 10) Brun, F., Responsabilité civile extracontractuelle, Litec, Paris, p.232, 2009.
 - 11) Assemblée plénière de la cour de cassation (Ass. plé.) Avis de M. Duplat. Bull. d'
information de la cour de cassation, 668: 23-35, 2007.
 - 12) Ibid.
 - 13) Durry, G., L'adéquation des notions classiques du droit de la responsabilité au fait
sportif, in Les problèmes juridiques du sport, Economica, p.24, 1984.
 - 14) Mouly, J., op.cit., 690-696, 2011.
 - 15) Jourdain, P., Les principes de la responsabilité civil. 8th Dalloz: Paris, p.93, 2010.
 - 16) Albiges, C., Darmain, S., et Sautel, O., Responsabilité et sport. Litec: Paris, p.53, 2007.
 - 17) Jourdain, P., op.cit., p.93, 2010.
 - 18) Mouly, J., op.cit., 690-696, 2011.
 - 19) Ibid.
 - 20) Hocquet-berg, S., Vers la suppression de l'acceptation des risques en matière sportive.
Responsabilité Civile et Assurances, 9: 4-6, 2002.
 - 21) Ass. plé., op.cit., 23-35, 2007.
 - 22) 山口俊夫「フランス債権法」東京大学出版：東京、p.92、1986。
 - 23) 山口、op.cit., p.188、2004。
 - 24) 北村、op.cit., p.436、2005。
 - 25) 徳本 鎮「正当防衛・緊急避難」加藤一郎編 注釈民法(19)債権(10)、有斐閣：東京、
pp.329-339、1985。
 - 26) 幾代 通・徳本伸一「不法行為」有斐閣：東京、p.106、1993。
 - 27) 四宮和夫「不法行為」我妻 榮・有泉 亨・四宮和夫著 事務管理・不法利得・不法行
為(判例コメンタールVI)、日本評論新社：東京、p.207、1963。
 - 28) 楠本安雄「遊戯・スポーツ中の事故と違法性」林良平・中務俊昌共編 判例不法行為法(法
律実務体系4)、有信堂：東京、pp.141-150、1966。
 - 29) Ibid.
 - 30) 石井信輝「スポーツ活動中の事故に起因する民事責任をスポーツ団体が負担する可能
性」体育学研究、58(2)：637-662、2014。
 - 31) 判例時報594号、pp.77-82、1969。
 - 32) Hocquet-berg, S., L'acceptation des risques en matière sportive enfin abandonné!
Responsabilité Civile et Assurances, 2: 7-10, 2011.
 - 33) 諏訪伸夫「スポーツ事故における危険引受けの法理に関する考察」日本スポーツ法学会

年報5：29-46、1998。

34) 北村、op.cit., p.441、2005。

35) 山口、op.cit., p.164、2004。

36) Id. at 160-161.

37) 山本和彦「フランスの司法」有斐閣：東京、pp.127-156、2001。